

【参考様式 2 号】

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 23 日

江北町長 山田 恭輔



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

江北地区 26 集落

岳・上区・石原・観音下・大西・東区・南郷・東分・西分・土元・門前・白木・花祭  
八町北・八町中・八町南・江口・正徳・祖子分・馬場・上惣・下惣・野口・下分・宿・上分

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 3 月 23 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数	61 経営体
法人	6 経営体
個人	37 経営体
集落営農（任意組織）	13 組織
集落営農（法人）	5 組織
うち 新規就農者	9 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

水田の効率的な活用を図る